

令和6年度前期

定期採用申請者用

大学等における修学の支援に関する 法律による授業料等減免の出願要項 【学部生】

制度の概要

本制度は、日本学生支援機構給付奨学金(以下、「給付奨学金」)に申請を行い、給付奨学生として採用された者について、その支援区分に応じて納付すべき入学料と授業料の全額又は一部を減免し、修学を支援する国の制度です。

制度について十分、理解した上で出願してください。

■申請手続

受付期間	新2回生以上	3月26日(火)～3月29日(金)
	新1回生	4月17日(水)～4月26日(金)
受付時間	8:30～17:00(ただし、12:30～13:30を除く。)	
受付場所	学生課(1番窓口)	

1. 授業料等免除申請の対象者

日本学生支援機構給付奨学金の申請者

2. 提出書類

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A様式1)

3. 授業料等免除額について

給付奨学金の支援区分により、授業料等免除額が決定します。

支援区分	入学料免除額(入学者のみ)	授業料免除額(半期)
第Ⅰ区分	282,000 円	267,900 円
第Ⅱ区分	188,000 円	178,600 円
第Ⅲ区分	94,000 円	89,300 円
第Ⅳ区分	70,500 円	67,000 円

※入学料免除は、令和6年度入学者のみが対象です。

※その他の授業料免除制度にも併せて申請した場合、両制度の審査結果により免除額を決定するため、上記の授業料免除額と異なることがあります。

4. 授業料等免除の可否について

- 授業料等免除の可否については選考の上、決定次第LiveCampusに登録した本人住所宛に通知文書を発送します(6月～7月予定)。
- LiveCampusの本人住所について、必ず最新のものであることを確認しておいてください。
- 新2回生以上は、その可否が決定するまで授業料の徴収が猶予されますので、選考結果の通知があるまで授業料は納付しないでください。

5. その他

①授業料免除の支援継続について

- ・本制度の支援対象者が、継続して授業料免除を希望する場合、継続手続きが必要です。
- ・継続手続きは年に2回、各期に申請することにより行います。
- ・手続きの期限等については、別途、大学で掲示等にてお知らせします。
- ・継続手続きを行わなかった場合、授業料免除の支援は停止となります。

②日本学生支援機構以外の給付奨学金を受給している場合

- ・日本学生支援機構の給付奨学金と併せて他給付奨学金を受給すること(併給)を不可としているか、大学又は団体等に必ず確認してください。
- ・授業料免除の支援を受給し、日本学生支援機構の給付奨学金の支援を停止する場合は、学生課①番窓口にご相談してください。

③国の授業料等免除制度のみを申請する場合について(日本学生支援機構給付外申請)

- ・原則は日本学生支援機構給付奨学金の申請が必要のため、学生課①番窓口にご相談してください。

④その他の授業料免除制度について

- ・大学独自制度及び新型コロナウイルス感染症対応の授業料免除制度について、大学HPに要項等を掲載しています。
- ・上記制度と新制度両方に申請し、授業料免除が許可された場合、学生に有利な方の金額で授業料が免除されます。

6. 注意事項等

- ・原則、学生本人が窓口持参により申請してください。
- ・特別な理由により、上記期日までに学生本人が申請できない場合は、必ず事前に学生課へ連絡してください。
- ・事前に連絡が無く、期間中に申請しない場合は、いかなる理由であっても一切申請を受け付けません。
- ・令和6年度入学料及び前期授業料を既納の者で、新制度の選考の結果、免除対象者となった場合、結果通知に同封する手続きにより、入学料及び授業料の全額又は一部を返金します。
- ・記入の際は黒のペン又はボールペン(消せるボールペンは不可)を使用してください。
訂正する場合は修正液等を使わず、二重線を引き、訂正してください。※訂正印は不要です。
- ・申請を取り下げる場合は、速やかに学生課奨学・就職支援グループまで申し出てください。
- ・申請書類の記入事項確認のため、申請受付後に追加書類を依頼したり、事情をお聞きしたりすることがあります。
- ・不明な点は、申請書類提出日までに余裕をもって学生課奨学・就職支援グループへ問い合わせてください。

《問い合わせ先》 京都教育大学 学生課(①番窓口)奨学・就職支援グループ
受付時間:8:30~17:00(12:30~13:30、土日祝日を除く。)
電話番号:075(644)8165
※問い合わせ等は、学生本人が窓口で行ってください。

京都教育大学